

各市町村 保育主管担当課長 様

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について(通知)

日ごろは、本府児童福祉行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

保育士配置の要件緩和に係る標題条例改正につきまして、平成28年2月定例府議会にて上程をしておりますが、平成28年4月1日付け施行する運びとなりましたので、ご連絡をさせていただきます。

市町村(政令・中核市を除く)におかれましては、域内の保育所に対して周知いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

記

1 施行日

平成28年4月1日

2 改正内容

附則に次の4条を追加する。

- (1) 保育所では、保育士を常時2名以上配置することとされているが、当分の間、年齢別の職員配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限り、保育士のうち1名を、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(※)に代えることができる。(附則17)
- (2) 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を保育士に代えて活用可能とする。(附則18)
- (3) 基準上必要な保育士数を上回って必要となる保育士について、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(※)に代えることができる。(附則19)
- (4) (2)及び(3)の規定を適用する際は、基準上必要な保育士の3分の2以上、保育士資格を有する者を置かなければならない。(附則20)

3 留意事項

認定こども園における職員配置の要件緩和に係る条例改正時期については、別途お知らせいたします。

(※)知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、

- ・保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者(常勤で1年相当程度が目安)
  - ・家庭的保育者(法第6条の3第9項に規定する「家庭的保育者」をいう。)
  - ・子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
- とする。

〔問い合わせ先〕

大阪府福祉部子ども室子育て支援課

認定こども園保育グループ：竹井、藤田、橋本、宇佐美

直通電話：06-6944-6678